

錦江町監査公表 10 号

地方自治法第 199 条第 5 項の規定により監査を実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果を公表する。

令和 3 年 2 月 10 日

錦江町監査委員 牧原 剛
同 浪瀬 亮祐

備品監査結果報告書

- 1 監査の種類 随時監査
- 2 監査の実施期間 令和 2 年 10 月 12 日（月）及び
令和 3 年 1 月 21 日（木）の 2 日間
- 3 監査の実施場所 該当課及び該当施設
- 4 監査を行なった委員 牧原 剛、浪瀬 亮祐

5 監査の対象

令和 3 年 1 月 21 日実施分

- (1) 議会事務局
- (2) 保健福祉課
- (3) 建設課
- (4) 教育課
- (5) 職住近接型お試しサテライト等オフィス（政策企画課）
- (6) 未来づくり課
- (7) 住民生活課

令和 2 年 10 月 12 日実施分

- (8) 土づくり支援センター（産業振興課）

6 監査の着眼点

- (1) 備品台帳は整備されているか
 - ア. 帳簿の残高と物品の現在高は符合するか
 - イ. 保管替え等の手続きは、正規になされているか
 - ウ. 損傷、廃棄、目減り等に関する手続きは、的確に処理されているか
- (2) 常に良好に管理され、また、維持補修等は適切に行われているか
 - ア. 保管上、取締り不十分な点はないか
 - イ. 未使用のまま放置してあるものはないか
 - ウ. 遊休品で他に転活用できるものを保管していないか
 - エ. 不用品、不良品または再利用可能品を漫然と保管していないか
- (3) 最大の効果を最小の経費で上げるようにしているか
 - ア. 事業効果や安全性は考慮されているか
 - イ. 必要以上にぜいたくな物品の購入はないか
 - ウ. 必要以上に多量な物品の購入はないか

7 監査の実施内容

該当課から事前に備品台帳を徴し、内容の確認を行ない、必要に応じて担当者及び関係者の意見を聴取した。また現地において備品を確認し、管理状況や動作の確認を行った。

該当施設においては、担当課の担当者や施設管理者から説明を受けた後、設置状況の確認と使用状況の聞き取りを行った。

8 監査結果と意見

今回監査を実施した課及び施設においては、おおむね適切に備品の管理がなされていたが、品目等ごとに、次のとおり意見を付す。

対象とならなかった課等においても参考にされたい。

品目・状況等	意見
パソコン (電算管理外)	購入から相当年経過したものは、旧 OS のまま使っていることが考えられる。セキュリティ、処理速度にも難があり、また突然の故障もあり得るので、利用があるならば更新されたい。
ビデオデッキ	取得後相当年数が経過しており、故障することも考えられる。メディアに記録されている動画の情報等も古いと思われるので、利用があるならば DVD プレイヤー等に、メディアも一緒に更新されたい。
トランシーバー、 特定省電力トランシーバー	電波法の改正に伴い、2022 年 12 月以降はアナログ無線機や省電力トランシーバーは使用禁止となる。該当の場合は適時処分されたい。
水銀血圧計	取得後相当の年数が経過。劣化や破損等による水銀漏えいのリスクや、水俣条約発効による水銀の使用をめぐる諸所の取り組みに配慮し、電子血圧計への更新を検討されたい。
倉庫等に移したものの	保管場所を倉庫等に移動させ、5 年以上経過したものが見られる。処分を検討されたい。
移管すべきもの	他課が管理する施設・事業に係る備品は移管されたい。
事務机、イス等	事務机の類について、使用職員の変更については履歴をとらずとも、課内にあることが確認できればよい。
公用車運転日誌	様式は公用自動車管理規程によるものであるが、点検箇所など実情に即していない。規程そのものの見直しを検討されたい。
公用車	おおむね整理清掃が行き届いていた。時折、空き缶やペットボトルが放置されていることがあるので、安全上注意されたい。またスライドドアなど開け閉めがしづらいものは、非常時にトラブルを招くため、早めに改善されたい。
プリンター	各課管理なのか、一括管理なのかが統一されていない。一括管理が望ましい。

9 結び

廃棄処理については適時適切に行ない、保管場所の確保に努められたい。また取得してから年数が経過したものについては、動作の安全性、機能性、利用度などを勘案し、更新や廃棄など随時見直しをされたい。

プロジェクターやビデオカメラなどは、複数の課が所有している。（※参考1）新規に購入するにあたっては、スポット的な使用であれば他課からの借用で済ますなどして経費削減に取り組まれたい。

委託費等で導入したものや、購入額が1万円を下回ったものなど、性質上は備品でありながら管理の対象から外れているものがある。これらは当然に保管・管理すべき物品であり、その取扱いについては見直しが必要であろう。

一部施設において、樹木の枝が伸び切っていたり、落ち葉が大量に散れているところがあった。隣接する民間施設等に迷惑をかけぬよう、景観保全に努められたい。

公用車の管理について、ブレーキランプなど一人ではできない車両の点検については、清掃などと併せて定期的の実施されたい。